

第23回

参議院議員通常選挙

投票日は

7月21日(日)

7月4日公示

7月21日は参議院議員通常選挙の投票日です。
投票日には、忘れずに投票しましょう。
投票日の当日、用事などで投票所へ行くことができない人は、
期日前投票をしましょう。

期日前投票は、7月5日(金)～20日(土)の8時～20時の間、
市役所本庁および各支所で行えます。

選挙管理委員会事務局 ☎0824 - 73 - 1126

■今回の選挙から次の点が変わります■

「成年被後見人」の選挙権が

1

回復

します

「成年被後見人」として裁判所に後見登記されている人は、これまで選挙権がありませんでしたが、今回の選挙から投票が可能になりました。お手元の入場券を持って指定の投票所へお出かけください。

インターネットを利用した選挙運動が

2

解禁

されます

インターネットの普及により、候補者に関する情報の充実や有権者の政治参加の促進などを図るために、選挙期間中のインターネットを利用した選挙運動が解禁されました。



【可能となる選挙運動の例】

- ホームページ、ブログ、SNS (Facebook、Twitter など) で投票を呼びかけること。
- 候補者や政党などが、投票を呼びかける内容の電子メールを送ること。(候補者または政党など以外の第三者は送ることはできません。また、あらかじめ受信者の同意が必要です。)

⚠ 注意

- 今回の選挙からできるようになるのは、「インターネットを利用した選挙運動」です。インターネット(ホームページから、また電子メールなど)を利用して投票ができるものではありません。
- 未成年者の選挙運動や、選挙当日の選挙運動、ホームページなどを印刷して頒布するなどの行為は、引き続き禁止されています。
- 候補者に対して、悪質な誹謗中傷をするなど、表現の自由を濫用して選挙の公正を害することのないよう、インターネットの適正な利用に努めてください。



詳しくは総務省ホームページをご覧ください。

ネット選挙運動総務省

検索